

健康保険 任意継続被保険者 資格取得 申出書

※この申出書は資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内に当健保組合必着（厳守）と致します。

▼申出書は、楷書で枠内に丁寧に記入下さい。

申出者情報	勤務時に使用していた被保険者証の	記号 [][][][]	番号 [][][][][][][][]	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	[][] 年 [][] 月 [][] 日
	氏名	(フリガナ)			性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	住所	(〒 [][] - [][])	都道府県		
	電話番号 (日中の連絡先)	([][][][] - [][][][][][][][][][])			

勤務していた事業所名	資格喪失年月日 (退職日の翌日)	令和 [][] 年 [][] 月 [][] 日
保険料の納付方法	いずれかに○をつけてください。 1. 口座振替（毎月納付/みずほ銀行のみ可） 2. 毎月納付 3. 6か月前納（4月～9月・10月～翌3月） 4. 12か月前納（4月～翌3月）	*別紙「任意継続保険料の納付方法について」をご一読の上、ご選択ください。

健康保険 被扶養者届

- ・引続き被扶養者となられる方についてご記入ください。
- ・認定基準を満たされているか再審査致しますので、下記項目について必ず漏れの無いようご記入願います。
- ・別居の方は仕送り額（一か月あたり）をご記入ください。

【資格取得時】

◎夫婦共同で扶養する子は原則として、今後一年の年間収入の多い方の被扶養者とする事が厚生労働省により定められています。

配偶者の有無（必ずどちらかに○）： 有 ・ 無 ※配偶者が扶養とならないときは、その配偶者の年間収入をご記入ください。⇒[[][][][] 万円]

被扶養者欄	氏名	生年月日	性別	続柄	職業	年間収入	同居別居の別
	(フリガナ)	(氏) (名)	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			万円
(フリガナ)	(氏) (名)	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			万円	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居（国内・海外） ※仕送額 万円/月
(フリガナ)	(氏) (名)	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			万円	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居（国内・海外） ※仕送額 万円/月
(フリガナ)	(氏) (名)	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女			万円	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居（国内・海外） ※仕送額 万円/月

常務理事	事務長			

受付日付印

任意継続保険料の納付方法について

当健康保険組合での、毎月の保険料の納付方法は下記のとおりとなります。
任意継続期間2年間の保険料について、各々の事情にあった方法をご選択ください。

I. 毎月ごとに納付する

1. 口座振替（みずほ銀行のお口座のみ対応可能です）

保険料がご登録のお口座より自動的に引き落とされる制度「預金口座振替制度」を実施しております。申込書（預金口座振替依頼書）は、口座振替をご選択いただいた方にお送りいたします。手続きが完了しましたら、前月末日（銀行休業日の場合は翌営業日）引落しにて開始させていただきますので、残高にご留意くださいませ。残高不足にて引き落としができなかった場合は、再振替はいたしませんので、当月10日（銀行休業日の場合は翌営業日）までにお振込みをいただきますようお願い致します。

2. 毎月納付（都度）

毎月10日までに納付いただきます（銀行休業日の場合は翌営業日）。
毎月の保険料請求書の発送はしませんので、振込み忘れにご注意ください。
納付期限までにご入金を確認できない場合は、自動的に資格喪失となりますため、十分にご注意くださいますようお願い致します。

II. 一定期間分の保険料を一括前納する（前納制度）

3. 6ヶ月前納（4月～9月もしくは10月～翌年3月）

4. 12か月前納（4月～翌年3月）

前納していただくことにより、保険料の割引（約1%）を適用するものです。
納付期限は、それぞれ対象期間の開始月前月末日となります。
下記注意事項に留意の上、ご選択ください。

《 前納に関する注意事項 》

- * 前納制度を利用された場合、再就職や死亡以外の理由で払戻はできません。
- * 保険料の口座振替制度の利用はできませんので、ご自身でお振込みください。
- * 保険料は年度末で改定となることがあります。一定期間内に年度末月（3月）となってしまう場合、一定期間未満での前納となります。

※いずれの納付方法も、資格取得月は月納となり、その月の納付期限は健保組合より指定させていただきます
※保険料は退職時の標準報酬月額により決定致します。詳しくは健保組合までお問い合わせください。